

- 1. 人権が尊重され、誰(だれ)もが安心して暮らせる福祉のまちづくり
- 2. 良好な環境が整った、快適で安全・安心なまちづくり
- 3. 活力ある産業に満ちた、にぎわいあふれるまちづくり
- 4. 明日の彦根市を担う人を育(はくく)むまちづくり
- 5. 人とひととの交流をひろげ、市民文化を創造するまちづくり

9月は防災月間 特集

わが家の
防災を見直そう

― 迫り来る東南海・南海地震 ―

9月1日は「防災の日」です。大正12年(1923)のこの日に起こった関東大震災の惨事を教訓にして、防災意識を高める日とされました。また、8月30日〜9月5日は「防災週間」、9月の1か月間は「防災月間」と定められています。皆さんも、これをきっかけに、災害への備えについて地域や家族で話し合いませんか。

必ず起こる東海・東南海・南海地震

阪神・淡路大震災から、来年でもう10年。今、最も心配されているのは、「東海・東南海・南海地震」です。これは、日本列島に沿うように続く「南海トラフ」と呼ばれる海底のくぼ地で、静岡県の駿河湾から四国の足摺岬太平洋沖の長い範囲で発生する地震です。

「南海トラフ」では、日本列島を載せた「ユーラシアプレート」という岩層の下に、別のプレートが沈み続けています。このため、プレートのひずみとして地震を起こすエネルギーが蓄積され、おおむね100〜150年の周期で「プレート境界型(図参照)」の大きな地震が発生しています。こうして起こる地震が東海地震、東南海地震、南海地震です。

これら3つの地震は、1つの地震が別の地震を誘発させるため、連鎖して発生する特徴があります(下右図参照)。「慶長地震」や「宝永地震」などでは、3つの地震がほぼ同時に発生し、広い範囲で被害が出ました。

けれども、約60年前の最近の例では、東南海地震と南海地震は続いて起こりましたが、東海地震は発生しませんでした。このため、東海地震の震源域では、「安政東海地震(東南海地震を含む)」と「安政南海地震」が起こって以来、150年間にわたって地震のエネルギーが蓄積されていると考えられます。既に、いつ起こってもおかしくない時期です。

彦根でも震度6弱

東南海・南海地震では、太平洋側の広い範囲で、大きな被害が出るおそれがあります。国が昨年7月に施行した「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」で、防災対策を推進する必要がある地域として、21都府県の652市町村、県内では彦根市をはじめ24市町が指定されました。

東南海・南海地震が発生した場合、彦根市では震度6弱の揺れになると予想されています。この東南海・南海地震への対策として、彦根市は「東南海・南海地震防災対策推進計画」を作成し、彦根市防災会議で承諾を得て、現在、滋賀県と最終協議に入っています。この計画では、緊急に整備すべき施設、東南海・南海地震に関する教育、広報、防災訓練等の項目を掲げています。

防災は日ごろの備えから

ひこね災害ボランティアネットワーク
薩摩四郎さん(肥田町)



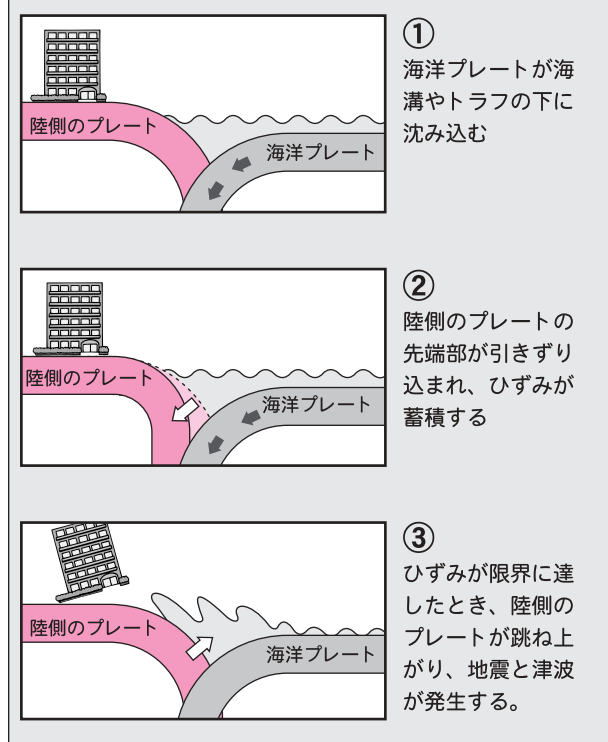
ひこね災害ボランティアネットワークには、約140人が参加しています。地域での防災訓練や勉強会などに参加しながら、市内で災害が起こったときには、速やかに被災地域の支援に当たられるように、地域のネットワークづくりを進めています。

災害時の被害を最小限にするために、行政の役割が重要であるのはもちろんですが、私たち住民にも準備できることがあります。まず第一に、避難場所を確認しておくことです。地域での訓練などに参加すると、避難場所を知らない人が意外に多いことに驚かされます。災害が発生したときに、避難場所を調べる余裕はありません。また、最寄りの避難場所が使えなくなることも考えられます。自宅から近い複数の避難場所を知っておくと役立ちます。

阪神・淡路大震災のように大きな災害では、電気や水道といったライフラインが止まることも予想されます。水や食糧のほか、懐中電灯や携帯ラジオなどをあらかじめ準備しておくこともお勧めします。

災害は、いつ私たちの身に降りかかるかわかりません。私たち市民も、日ごろから災害に対する備えをしておくことが大切です。

こうして起こる「プレート境界型地震」



紙上談話室 24

大地震に備える

― 東南海・南海地震と彦根市防災計画 ―

彦根市長 中山 一

地震は、時として私たちの生命や財産を根こそぎ奪うような大災害を引き起こすことがあります。密集した人口を抱え、その機能が高度化・複雑化している現代の都市が、ひとたび大地震に見舞われたら、予想もつかないほどの大災害を引き起こされるでしょう。近くでは、平成7年1月の阪神・淡路大地震のあの惨状が想起されます。

この基本的な考え方は、この地震の発生の際、彦根市では震度6弱程度の揺れが予想され、著しい被害が生じるおそれがあるため、被害発生を防止・軽減をするとともに、速やかな応急復旧を図ることを目的に、彦根市と、その他の防災関係機関が

私も彦根市におきましては、彦根市・滋賀県・指定地方行政機関、公共機関等の防災関係機関が、持っている全部の機能を発揮し、災害予防、災害応急対策、災害復旧を実施することにより、災害から市民および地域にあるすべての生命、身体、財産を守り安全を確保することを目的に、防災計画の中に震災対策計画を策定しています。これに基づき防災訓練等を実施し、万一の場合に対処できるように日ごろから最大の注意を払っているところです。

する地震防災対策推進地域に彦根市は指定され、地震防災上緊急に整備する必要のある施設等について、このたびこの地震防災対策推進計画を作成し、現在、滋賀県との協議を行っているところです。

命や財産を根こそぎ奪うような大災害を引き起こすことがあります。密集した人口を抱え、その機能が高度化・複雑化している現代の都市が、ひとたび大地震に見舞われたら、予想もつかないほどの大災害を引き起こされるでしょう。近くでは、平成7年1月の阪神・淡路大地震のあの惨状が想起されます。

この基本的な考え方は、この地震の発生の際、彦根市では震度6弱程度の揺れが予想され、著しい被害が生じるおそれがあるため、被害発生を防止・軽減をするとともに、速やかな応急復旧を図ることを目的に、彦根市と、その他の防災関係機関がとる対策のための基本的事項について定めたもので、この計画の推進に当たっては、琵琶湖西岸断層帯等の内陸型活断層による地震等も考慮するものとして

| 東海地震 | 東南海地震 | 南海地震 |
|---|-------------------------|-------------------------------|
| 浜名湖沖から駿河湾までを震源とする地震 | 湖岸から静岡県浜名湖までの沖合を震源とする地震 | 四国の足摺岬から紀伊半島潮岬の沖合を震源とする地震 |
| 同時発生 | | |
| 慶長地震(M7.9) 死者・行方不明者は2,000人以上 | | |
| 同時発生 | | |
| 宝永地震(M8.4) 死者・行方不明者は20,000人以上 | | |
| 同時発生 | | |
| 32時間の間において安政東海地震(M8.4)と安政南海地震(M8.4)が相次いで発生。死者・行方不明者は約2,600人 | | |
| 単独発生 | | 単独発生 |
| 昭和の東南海地震(M7.9) 死者・行方不明者は1,223人。 | | 昭和の南海地震(M8.0) 死者・行方不明者は1,330人 |
| 沈黙: 150年間 | | |
| 南海地震、東南海地震については約60年、東海地震については150年間発生していない。 | | |

- 1605
- ↓ 102年間
- 1707
- ↓ 147年間
- 1854
- ↓ 90年間
- 1944
- 1946
- ↓ 約60年間
- 2004?

非常時持ち出し品チェック表

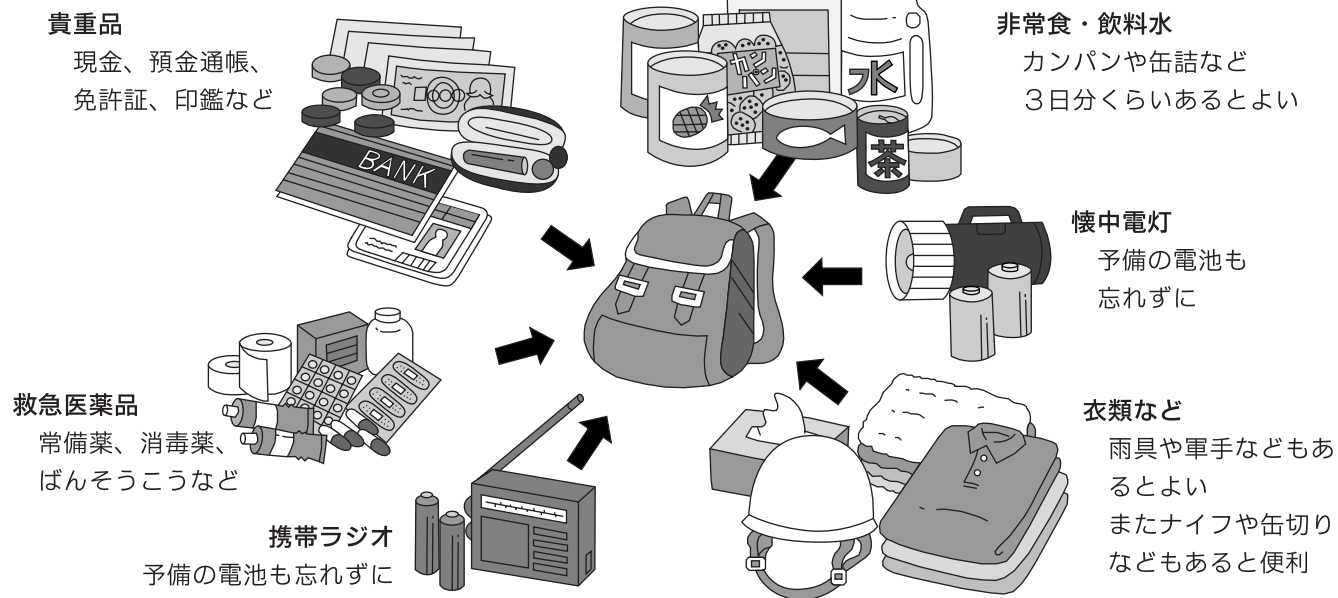
| 項目 | チェック欄 |
|--------------|-------|
| 保険証・証書類 | |
| 現金やカードなど | |
| 非常食・飲料水 | |
| 携帯ラジオ | |
| 懐中電灯 | |
| 衣類・毛布 | |
| 家や車のスペアキー | |
| ヘルメットやずきん・軍手 | |
| 救急医薬品 | |
| 持ち出し袋 | |

「着の身着のまま」では心配です

地震や台風など、災害発生時には急いで避難をしなければならないことがあります。いざというときに慌てないために、各家庭において、非常時の持ち出し品を準備しておくことが大切です。

下のイラストの中に挙げられている非常持ち出し品は一般的なものです。このほかにも、例えば、赤ちゃんのいる家庭では、ほ乳びんや紙おむつも用意するなど、それぞれの家族構成に応じた非常持ち出し品をそろえておく必要があります。

なお、あまり欲張り過ぎると重くなりすぎ、避難に支障をきたします。最初に持ち出す荷物の重さは、男性は15kg、女性は10kg程度が目安です。



家の中や周りにも危険がいっぱい

普段の暮らしではなかなか気づきませんが、家の中や周囲には、地震が起こったときに危険になるものがたくさんあります。

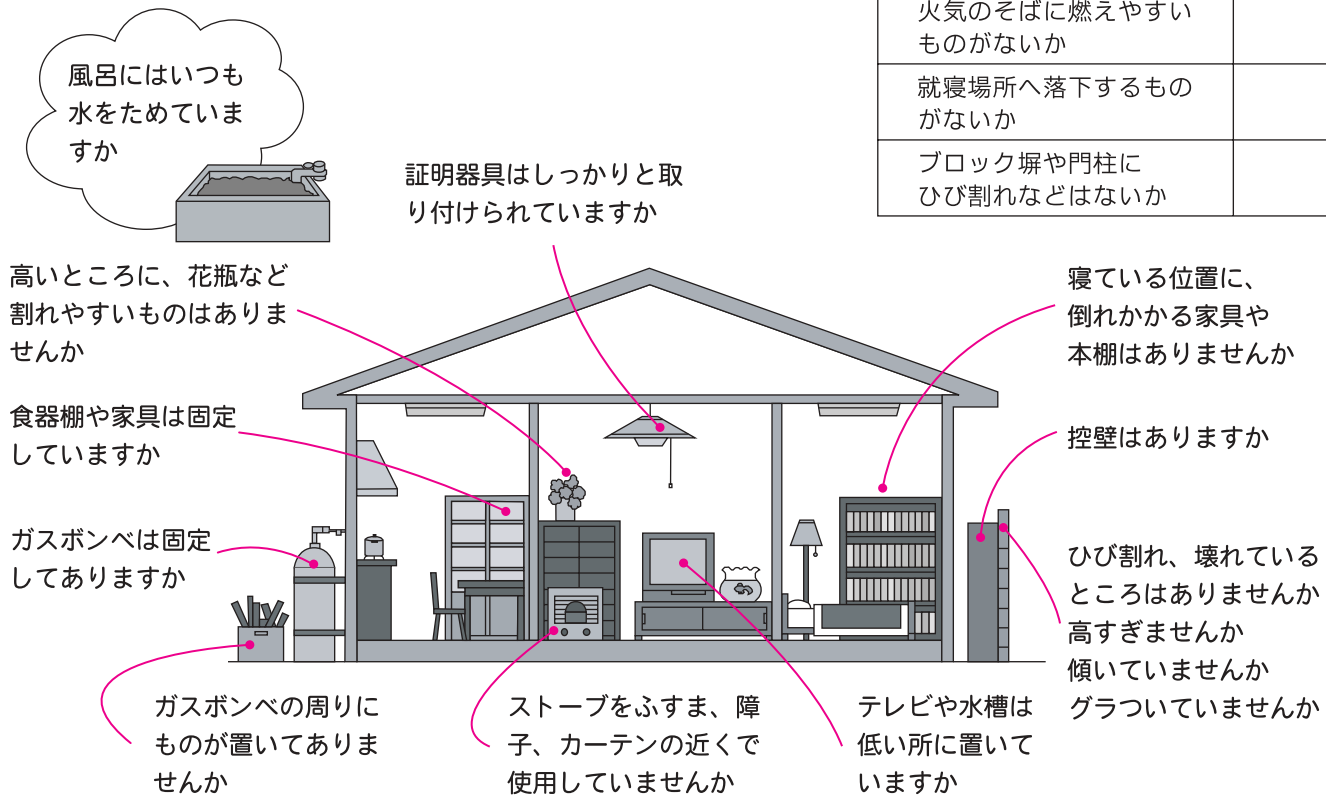
例えば、家の周りのブロック塀。昭和53年（1978）に起きた宮城県沖地震では、犠牲者28人のうち、18人が倒れたブロック塀の下敷きになって亡くなっています。ひび割れや、壊れているところはないか、グラつてはいないか、要注意です。

ほかにも、下のイラストのように家の内外には注意しなくてはならないポイントがいくつかあります。

この機会に、家族みんなで、家の中や周囲の安全をチェックしてみましょう。

家の内外チェック表

| 項目 | チェック欄 |
|---------------------|-------|
| 家具の転倒防止 | |
| テレビなどの落下防止 | |
| 照明器具などの落下防止 | |
| ガスボンベの固定 | |
| 火気のそばに燃えやすいものがないか | |
| 就寝場所へ落下するものがないか | |
| ブロック塀や門柱にひび割れなどはないか | |



「エフエムひこね」で 最新の情報確認を

これからの季節は、台風など風水害にも要注意。気象状況は刻々と変化します。テレビやラジオで、常に最も新しい情報を入手して、災害に備えましょう。

災害時には、情報が不足しがちです。そこで彦根市では、災害時には、広報車などにより周知するとともに、エフエムひこねへ情報を提供します。

彦根市は、エフエムひこねコミュニティ放送と「緊急放送の実施に関する協定」を締結している。災害時の市内の被害状況や、避難所などの情報をラジオ放送を通じてお知らせします。

大きな地震や風水害時には、FMラジオのエフエムひこねコミュニティ放送（78.2MHz）にダイヤルを合わせて、新しい情報を確認してください。

防災に関する問い合わせ先

☎総務課 ☎21411番内
線444番、FAX ☎21398番

木造住宅の耐震診断員を無料で派遣します

彦根市では、木造住宅の地震に対する安全性の向上を図り、地震に強いまちづくりを進めることを目的に、無料で耐震診断員を派遣しています。

対象となる木造住宅 次の①～⑤のすべてに該当する住宅

- 昭和56年5月31日以前に着工され、完成しているもの
- 延べ面積の過半が、住宅として使われているもの
- 2階建て以下で延べ面積が300㎡以下のもの
- 木造軸組工法のもので、枠組壁工法または丸太組工法の住宅でないもの
- 大臣等の特別な認定を得た工法による住宅でないもの

詳しい内容、申請方法については、☎建築指導課までお問い合わせください

受付予定戸数 60戸（先着順）
申込・問い合わせ先 ☎建築指導課 ☎21411番内線242番、FAX ☎28517番